

森整第419号  
令和元(2019)年8月2日

部内関係各課所長 様

森林整備課長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（通知）

このことについて、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしますので通知します。

なお、管内関係市町及び森林組合には、貴職から参考に通知願います。

#### 記

#### 1 試行対象工事等

環境森林部発注の工事で、下記（１）～（３）に該当するものを試行対象工事とする。

##### （１）適用範囲

平成31(2019)年4月1日以降に当初起工した工事から適用する。

ただし、令和元(2019)年8月31日までに完成通知が提出された工事は除く。

##### （２）対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。

ただし、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

##### （３）対象地域

県内全ての地域を対象とする。

#### 2 計測及び真夏日率の算出方法等

##### （１）真夏日の計測方法

1) 真夏日とは、日最高気温が30度（℃）以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

受注者は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

なお、気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。（別表参照）

参照：気象庁HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索

2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

3) 上記によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

(2) 気温の補正方法

(1) の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温 (°C) = 気温 (°C) - 標高差 (m) × 0.6 / 100 (m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の標高 (m)

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

工事現場の標高は、現場内人力作業（材料検収等を含む。）を行う最も標高が低い地点とする。

(3) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。

ただし、休工期（不稼働日）は真夏日に含めないものとする。

(4) 基準日及び算定期間について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。なお、既契約工事も同様とする。

また、真夏日の算定期間については、基準日から工期末までの変更契約等の事務手続きを考慮した期間で受発注者協議により定めるものとし、この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

(5) 計測結果の報告について

受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(6) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} (\%1) = \text{算定期間中の真夏日} \div \text{工期} (\%2)}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 3 積算方法等

#### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、算定期間中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} (\text{※3}) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (\text{※4})}$$

#### (2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ( (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数 (\text{※5})}) + \text{補正値 (\text{※6})} )$$

※3 補正値 (%) は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 森林整備保全事業設計積算要領における「地域補正の補正係数」とする。

※6 森林整備保全事業設計積算要領第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

#### (3) 変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は、受発注者協議のうえ、行うことができるものとする。

### 4 運用

#### (1) 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

##### 第〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和元(2019)年8月2日付け森整第419号）に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和元(2019)年8月2日付け森整第419号）」は、栃木県ホームページから取得できる。

### 5 その他

上記の取扱いについて、施工場所の実情等により、対応が困難な場合については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

技術調整担当 早川  
TEL 028-623-2811

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる栃木県内観測所一覧

観測所名 (気象庁)	所在地	標高	備考
宇都宮	宇都宮市明保野町 宇都宮地方気象台	119m	
鹿沼	鹿沼市見野	165m	
奥日光 (日光)	日光市中宮祠 日光特別地域気象観測所	1,292m	
今市	日光市瀬川	414m	
五十里	日光市五十里堀割	620m	
土呂部	日光市土呂部	925m	
真岡	真岡市下籠谷	91m	
小山	小山市出井	44m	
塩谷	塩谷郡塩谷町大字田所	225m	
大田原	大田原市宇田川	188m	
黒磯	那須塩原市埼玉	343m	
那須高原	那須郡那須町大島	749m	
那須烏山	那須烏山市森田字小埜前	82m	
佐野	佐野市田沼町	68m	

※ 観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。